

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ デ ィ ア リ ン ク ス
 本店所在地 神 奈 川 県 川 崎 市 幸 区 堀 川 町 5 8 0 - 1 6
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菅 原 司
 (コード番号：6659 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 長 谷 川 渉
 (TEL. 044-589-3440)

第4回無担保普通社債（私募債）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において決議いたしました、EVO FUNDに対する第4回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付けで本社債の総額（142,500,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2025年3月27日公表の「第三者割当による第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結並びに第4回無担保普通社債（私募債）の同時発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本社債の概要>

1. 名 称	株式会社メディアリンクス第4回無担保普通社債
2. 社 債 の 総 額	142,500,000 円 ※金 300,000,000 円から、2025 年 4 月 15 日から 2025 年 4 月 30 日までに行使された第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、7,500,000 円毎での控除とし、7,500,000 円に満たない額は控除の対象としません。）した金額
3. 各 社 債 の 金 額	金 7,500,000 円の 1 種
4. 払 込 期 日	2025 年 5 月 1 日
5. 償 還 期 日	2025 年 10 月 31 日
6. 利 率	年率 0.0%
7. 発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
8. 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
9. 償 還 方 法	満期一括償還 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 5 営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (2) 2025 年 5 月 1 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 2 週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 「基準金額」は 36 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社は、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付

	与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合又はデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行若しくは当社株式の所有についての経済的結果の全部若しくは一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）若しくは当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。 (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接又は間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以内に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。 (7) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した又は繰上償還する予定の本社債の額面額の累計額及び(ii)第2項に基づき控除された金額の合計額を控除した額が、本社債の金額（7,500,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10. 総額引受人	EVO FUND

以 上